

本日の会議に付した事件

平成30年第2回山元町議会定例会

平成30年6月7日（木）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 提出議案の説明
- 日程第 4 報告第 2号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
- 日程第 5 報告第 3号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
- 日程第 6 報告第 4号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
- 日程第 7 報告第 5号 繰越明許費繰越計算書について（平成29年度山元町一般会計）
- 日程第 8 報告第 6号 事故繰越し繰越計算書について（平成29年度山元町一般会計）
- 日程第 9 報告第 7号 山元町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第10 報告第 8号 山元町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第11 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（山元町町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第12 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第13 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（山元町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第14 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度山元町一般会計補正予算・専決第3号）
- 日程第15 議案第27号 山元町東日本大震災遺構保存条例
- 日程第16 議案第35号 平成30年度 交流請1号 山元町交流拠点施設新築工事請負契約の締結について
- 日程第17 議案第36号 平成29年度 復興1号 町道1号東街道線（その1）外5路線町道補修工事請負契約の変更について
- 日程第18 議案第37号 平成29年度 復興7号 町道12号中山線外3路線町道補修工事請負契約の変更について
- 日程第19 委発第 1号 山元町議会委員会条例の一部を改正する条例

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成30年第2回山元町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

報道機関TBCテレビよりテレビカメラによる取材の申し入れがあり、これを許可をしております。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

あと、暑い方はですね、上着を脱いでも結構でございます。

議長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、12番青田和夫君、1番岩佐哲也君を指名します。

議長（阿部 均君）日程第2．会期の決定を議題とします。

事務局長に、お手元に配布しております会期日程案を朗読させます。

事務局長（武田賢一君）はい、議長。会期日程案、月日、曜日、会議別、内容の順に朗読いたします。

6月7日、木曜日、本会議、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の説明、議案審議。

6月8日、金曜日、6月9日、土曜日、6月10日、日曜日、休会。

6月11日、月曜日、本会議、会議録署名議員の指名、一般質問。

6月12日、火曜日、本会議、会議録署名議員の指名、一般質問。

6月13日、水曜日、常任委員会。

6月14日、木曜日、本会議、会議録署名議員の指名、議案審議。

以上です。

議長（阿部 均君）お諮りします。

本定例会の会期は、会期日程案のとおり、本日から6月14日までの8日間に行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から6月14日までの8日間に決定しました。

議長（阿部 均君）これから、議長諸報告を行います。

事務局長に、お手元に配布しております報告書を朗読させます。

事務局長（武田賢一君）はい、議長。議長諸報告。

1．議会閉会中の動向

4月6日、亙理地方町議会議長会定期総会が開催され、出席しました。

4月17日、亙理名取地区市町議会連絡協議会定例会が開催され、出席しました。

5月8日、仙南・亙理地方町村議会議長会議が開催され、出席しました。

5月15日から16日、議会広報・広聴常任委員会が視察研修のため、福島県塙町、浅川町、棚倉町を訪れました。

5月21日から23日、産建教育常任委員会が視察研修のため、千葉県君津市、南房総市、館山市を訪れました。

5月22日から24日、総務民生常任委員会が視察研修のため、京都府長岡京市、兵庫県川西市、播磨町、猪名川町を訪れました。

5月28日から29日、全国町村議会議長・副議長研修会と県選出の国会議員との懇談会が東京で開催され、副議長が出席しました。

6月5日、宮城県町村議会議長会臨時総会が開催され、出席しました。

（総務民生常任委員会）

4月17日、5月1日、5月11日、5月31日、委員会が開かれました。

(産建教育常任委員会)

4月17日、5月11日、6月1日、委員会が開かれました。

(議会広報・広聴常任委員会)

4月4日、4月13日、4月19日、委員会が開かれました。

(議会運営委員会)

3月28日、6月5日、委員会が開かれました。

(全員協議会)

4月20日、5月18日、6月4日、協議会が開かれました。

裏面をご覧ください。

2. 請願(陳情)の受理

陳情2件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

3. 議員、委員会提出議案の受理

議会運営委員会委員長から議案1件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

4. 長送付議案等の受理

町長から議案等23件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

5. 質問通告書の受理

議員7名から一般質問の通告があり、これを受理したので、その一覧表を配布しております。

6. 監査、検査結果報告書の受理

監査委員から例月出納検査結果が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

7. 説明員の出席要求

本定例会にお手元に配布のとおり説明員の出席を求めています。

8. その他特に報告すべき事項

町長から工事請負契約締結の報告書が提出されたので、その写しを配布しております。
以上です。

議長(阿部 均君) これで議長諸報告を終わります。

議長(阿部 均君) ここで、本年度初めの議会となりますので、執行部から4月1日付の人事異動に伴う説明員の紹介をしたい旨の申し出があり、許可しております。

副町長武田健久君から紹介願います。

副町長(武田健久君) はい、議長。それでは私のほうから、去る4月1日付の定期人事異動の発令に伴い執行部側説明員に変更がありましたので、変更となった課長職につきまして紹介をさせていただきます。

なお、紹介順につきましては、議員の皆様からご覧になっていただきまして前列から順に紹介を申し上げます。

企画財政課長大内貴博です。前任の八鍬同様、宮城県からの派遣でございます。

企画財政課長(大内貴博君) はい。大内です。よろしく申し上げます。

副町長（武田健久君）はい。東部地区基盤整備推進室長蓬畑健一です。前任の三浦同様、宮城県からの派遣でございます。

東部地区基盤整備推進室長（蓬畑健一君）はい。蓬畑です。よろしくお願ひします。

副町長（武田健久君）はい。施設管理室長山本勝也です。

施設管理室長（山本勝也君）はい。山本です。よろしくお願ひいたします。

副町長（武田健久君）はい。農業委員会事務局長酒井昭彦です。

農業委員会事務局長（酒井昭彦君）はい。酒井です。よろしくお願ひいたします。

副町長（武田健久君）はい、議長。以上、変更となりました課長職をご紹介申し上げます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（阿部 均君）これで紹介を終わります。

議長（阿部 均君）日程第3．提出議案の説明を求めます。

この際、今定例会に提出された議案等23件を山元町議会先例67番により一括議題といたします。

町長齋藤俊夫君、登壇願ひます。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。改めまして、皆さん、おはようございます。

本日ここに平成30年第2回山元町議会定例会が開会され、平成30年度一般会計補正予算を初めとする提出議案をご審議いただくに当たり、最近の町政の動向と各議案の概要についてご説明申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

私は、このたびの任期満了に伴う山元町長選挙におきまして町民の皆様からのご理解と力強いご支援を賜り、引き続き町長としての重責を担わせていただくことになりました。山元町震災復興計画の最終年次を迎える中、復興の総仕上げに向けて、町長として3期目のご挨拶ができますことを光栄に思いますとともに、東日本大震災で被災された方々を初めとする皆様の私に対する期待と町長としての責任の重さを痛感し、改めて身の引き締まる思いであります。選挙期間中、町民の皆様からいただいたさまざまなご意見やご要望などを真摯に受けとめながら、今こそ初心に立ち返り、町政運営に関する所信の一端を述べさせていただき、今後の復興まちづくりを初めとした町政運営全般についてのご理解を賜りたいと存じます。

私は、この復興期における3期目の町政運営に当たって「さらなる躍進」をテーマに掲げ、次世代を見据えた復興総仕上げに全力で取り組むことをお約束してまいりました。特に私が町民の皆様強くお約束いたしましたのは、「町民主役」と「みんなで作る町政」を基本に、次世代を見据えた創造的な復興創生を完遂し、「来て・見て・食べて・住んでよし」「交流関係から定住へ、住むならやっぱり山元町」の実現に向けて、チーム山元の総力を挙げて孫末代まで誇れる持続性の高い「新生やまもと」をつくり上げることであります。

今年4月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した最新の人口推計によりますと、我が町の人口は2045年までに1万2,400人から6,800人にまで実に45パーセントも減少することが見込まれており、高齢化率も38.9パーセントから58パーセントに上昇するものと推計されております。

町としての勢いを示す大きなバロメーターは総人口であります、その内訳は年少人

口（ゼロ歳から14歳）、生産年齢人口（15歳から64歳）、高齢人口（65歳以上）の3つに区分されており、少子高齢化が進むこれからの時代はこの年齢階層のバランス確保が極めて重要であり、人口規模が小さくてもバランスのとれた年齢階層となっていれば「キラリと輝くまちづくり」を実現することは可能であります。このため、今後のまちづくりにおいては、日本全体で人口減少、少子高齢化が駆け足で進んでいる現状を再認識し、縮む、豊む、縮小、均衡を基本として、先を見据えた賢いスマートなまちづくりをしっかりと進めていくことが肝要であると考えております。

具体的な取り組みについては、マニフェストに7つの柱を掲げておりますが、その中でも、子育て・婚活・定住支援の充実強化、交流人口100万人を目指した交流拠点施設の整備、そして企業誘致、農業再生による雇用と所得の向上の3点を町政運営の3本柱に据え、重点的に取り組んでまいります。

震災からこれまでの創造的復興の取り組みにより、町の発展をリードし新たな町の顔となる拠点が形成され、買い物や子育てがしやすい環境が整い、誰もが暮らしやすさを実感できるようになりました。今回の選挙を通じまして、これまで町民の皆様と心を一つにに取り組んでまいりました町の大改造、コンパクトシティの理念を取り入れた集約型のまちづくりの全体像が相当程度共有されたと受けとめているところであります。夢と希望を持って諦めずに立ち向かえば、いかなる困難をも乗り越えることができることはこれまでの取り組みで実証されてきております。

私は、これまでの8年間の取り組みを土台に、さらなる飛躍、ジャンプアップを目指し、次世代にしっかりとバトンタッチできるよう、温暖な気候、人情豊かな町民性、広大な平野、恵まれた交通インフラなど我が町の高いポテンシャル、可能性を最大限に引き出しながら、創造的な復興の完遂と後世に誇れる「新生やまもと」の実現に向け、チーム山元の総力を結集し邁進してまいりますので、なお一層のご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、東日本人震災からの復興創生に向けた最近の取り組みについてご報告申し上げます。

初めに、昨年10月下旬に発生した台風21号の被害に係る災害復旧の進捗状況についてですが、5月末の工事発注状況は被害箇所数250カ所のうち248カ所となっており、発注件数ベースでの進捗率は99.2パーセントとなっております。また、残る工事につきましても今年度末までに完了する見込みであります。一日も早い災害復旧に向け、引き続き全力で取り組んでまいります。

なお、今回の台風被害に関する一連の対応を振り返り、緊急時の初動体制の強化を図るため検討を進めてきた町内土木業者との災害時応援協定については、現在、最終調整を進めているところであり、本協定により町民の安全安心な生活基盤の確保に向けて地域の防災力がさらに高まるものと期待しております。

次に、坂元町東地区に建設が進められていた坂元駐在所についてですが、去る4月26日、防災拠点・坂元地域交流センター「ふるさとおもだか館」を会場に、警察関係者や阿部議会議長をはじめとする議員各位、地元行政区長など約30人の皆様のご列席のもと、開所式が開催されました。本施設は、津波で流出した旧坂元駐在所を新築復旧したもので、東日本大震災から7年の歳月を経て坂元新市街地に再建されたものであります。新たな駐在所の開設により、坂元地区の安全安心がさらに強化され、地域の発展と

安全がバランスよく調和した住みよい町になるものと確信しているところであります。

次に、桜塚地区の高齢者向け福祉施設についてですが、社会福祉法人静和会が建設する特別養護老人ホーム「第二みやま荘」、松村吉一医師が建設するサービス付高齢者向け住宅「やまもと風の章」がともに当初の計画どおり完成に至り、第二みやま荘においては、去る4月5日、議長を初めとする議員各位や工事関係者等のご列席のもと、同施設内で落成式がとり行われたところであります。両施設ともに4月9日から順次、入所者の受け入れを開始しており、隣接する宮城病院とともに、町が目指す医療と福祉が一体となり連携を図る医療福祉ゾーンの形成がますます進展することが期待されます。

町といたしましても、町民の皆様が住みなれた地域で安心して医療、介護等のサービスが受けられよう引き続き体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、「子育てするなら山元町」の実現に向けた取り組みについてですが、今年度から新たに、町内に在住する保育所等に在籍していない生後6カ月から小学校就学前までの児童を対象として、つばめの杜保育所において一時預かり事業を開始いたしました。本事業では、保護者の傷病等に伴う緊急時や育児疲れの解消等の際に一時的にお子さんをお預かりしており、利用された保護者の皆様から大変好評をいただいているところであります。また、現在、子育て支援を行いたい地域住民の皆様とお子さんを一時的に預けたい方をマッチングするファミリーサポートセンター事業を立ち上げるため、年内中の事業開始に向けた準備を進めているところであり、町といたしましては、多様化する保育ニーズに柔軟に対応できるよう今後ともさらなる子育て支援策を構築してまいりたいと考えております。

次に、昨年11月に完成した相馬岩沼間のガスパイプラインについてですが、今年3月から新地町に建設された液化天然ガス基地の操業が開始されました。本町においては町道いちご街道線沿いにガスパイプラインが敷設されており、新たな償却資産として今後施設の耐用年数である15年間で約4億円の町税収入が見込まれております。

ここに改めて、本事業にご尽力いただいた石油資源開発株式会社様を初め関係各位の多大なるご支援とご協力に対しまして感謝を申し上げます。

次に、町内各地の道路等整備事業の動向について申し上げます。

初めに、復旧復興事業に伴う町道の大規模補修事業についてですが、5月末時点で町道20路線、総延長約23キロメートルのうち約8キロメートルの補修が完了し、約33パーセントの進捗となっており、8月末の完成を目指し鋭意工事を進めているところであります。

県道相馬亘理線改良工事につきましては、既に工事が進められている坂元川及び戸花川橋梁部、新浜地区、福島県境から町道上平磯線にかけての約1,200メートルの区間に加え、2月からは坂元川と戸花川間の盛り土工事に着手されております。また、笠野地区周辺の安全対策については、既に築堤工事が開始され、現時点で60パーセントの進捗となっており、今年度中の完成を目指し計画的に工事が進められております。さらに、平成32年度末までの完成に向け整備が進められている常磐自動車の4車線化工事につきましては、既に着手している橋梁などの主要構造物の整備に加え、近日中には本体土工事へ着手するとのことであります。また、国土交通省へかねてより要望しておりました国道6号の改良については、昨年度中に八手庭区の交差点改良が完了したほか、今年度も高瀬区交差点の右折レーンの整備と、国道6号から宮城野ゴルフ場に至る

新寺前地区の右折レーンの整備を予定していると伺っております。

次に、沿岸部の土地利用の整序化と大区画圃場による営農の効率化に向けた山元東部地区農地整備事業の進捗についてですが、昨年度末までに水田の整備工事が完了し、北は牛橋地区から南は磯地区まで約152ヘクタールの水田で一斉に営農が再開されたところであります。残る265ヘクタールの畑についても、今月から順次、耕作者等に引き渡しが行われ、営農が再開される見込みとなっており、全ての工事が完了した暁には沿岸部に整然と区画された豊穰の大地が誕生し、本町の基幹産業である1次産業のさらなる発展に大きく貢献していただけるものと期待しております。

また、水田の供用開始にあわせて揚水機場等のかんがい施設が各所に整備されたことにより安定した用水供給が可能となったほか、排水路や排水機場といった排水施設の整備、改修もあわせて進められており、地域の長年の課題であった排水問題の解消に向け、その完成が待ち遠しいところであります。

次に、企業誘致等の状況についてですが、まず小平区に進出した医療用機器メーカーの京浜ハイフロー販売株式会社については、今年4月から本格操業を開始しており、新工場は約3,600平方メートルの敷地に約680平方メートルの工場1棟を有し、35の方が勤務されていると伺っております。

また、真庭区のドギーフーズ工場跡地で操業予定の仮設建物の賃貸、製作並びに販売等を手がける東海リース株式会社の新事業所につきましては、今年14日の開所式に向け着々と準備が進められているとのことであります。新工場は約1万4,700平方メートルの敷地に既存の建物を改装した工場1棟と新築の倉庫2棟を有し、建物面積は合計で約2,690平方メートルとなり、14の方が従事される予定と伺っております。

さらに、つばめの杜地区の商業用小区画においては、昨年度までにコインランドリーを初めとする5店舗が相次いでオープンしておりますが、残る1区画についてもこのたび歯科医院の進出が決定し、本年11月ごろの開院を目指し、現在着工に向けた準備が進められているとのことであります。

このほか、これまでの積極的な企業誘致、企業支援が実を結び、今年度以降さらなる企業進出の動きがありますので、幾つかご紹介いたします。

1件目は、新浜別荘地へのプリマハム株式会社の100パーセント子会社である太平洋ブリーディング株式会社の進出計画についてであります。具体的には肥育養豚場の建設計画であり、新設予定の養豚場は、欧州最大の豚肉生産・消費国で先進的な環境政策を掲げるドイツの技術を取り入れた環境対応型の密閉型豚舎を採用し、臭気を95パーセント以上カットするとともに、ふん尿についても外気に触れることなくパイプラインで敷地内の処理施設へと移送、処理する計画で、環境面にも十分配慮した施設となっております。また、同施設では年間5万頭を出荷する計画で、町内の農家が生産する飼料用米の買い上げや堆肥の地元農家への還元など、耕畜連携にも積極的に取り組む予定とのことであります。

なお、立地の際は従業員20名のうち地元を中心に10名程度を新規雇用する予定とのことであり、将来的には本社を町内に移転する意向もあると伺っております。

2件目は、坂元地区国道6号沿いの株式会社菓匠三全所有地の整備計画であります。当該用地につきましては、同社が平成4年に農地転用許可を申請後、社会情勢の変化等により約25年にわたり進捗がありませんでしたが、このたび同社においてこの土地の

利活用が再検討され、新たな関連工場や直売所の建設計画をいただいております。新たに建設を計画する施設は、こん包を行う工場と資材を備蓄する倉庫のほか、自社製品の販売や、飲み物、軽食などを提供する売店が整備され、周辺には四季ごとの景色を楽しめる季節の花が植栽されるほか、ウォーキングができる散策路やベンチ等も配置される予定とのこととあります。完成時期は未確定とのことですが、町といたしましては、開発に係る各種手続等について積極的に関与し、事業の進捗を支援してまいりたいと考えております。

なお、従業員は15名を見込み、うち5名を本町から新規に雇用する予定と伺っております。

町といたしましても、新たな企業等の立地は雇用の創出と地域経済の活性化、若者の定住促進など、町の発展を大いに加速させるとともに、一層のにぎわいが期待される所であり、今後とも全力で誘致に取り組んでまいります。

次に、にぎわいと活気にあふれるまちづくりに向け、坂元地区の商業施設用地に建設する農水産物産直施設整備事業についてですが、4月からの入札手続を経て建設業者が決定したことから、今議会において本契約に係る契約議案をご提案しております。また、ソフト面の準備も着々と進んでおり、先月から施設への出荷者募集を開始するとともに振興作物産地化奨励事業の拡充を図り、小規模多品目の野菜生産を支援し、農産物の品ぞろえ充実に向けた取り組みを進めているほか、施設の名称についても公募に寄せられたたくさんのご意見から最終選考に向けて検討を進めている所とあります。今後は、準備が整い次第、施設を運営する株式会社への出資事前調査や従業員の募集を行う予定であり、来年2月のオープンを目指し引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、児童生徒にとってよりよい学びができる環境をつくることを目的に検討を進めている町内小中学校の学校再編についてですが、昨年11月に山元町立小中学校再編検討委員会を立ち上げ、これまでに8回の委員会を開催し、保護者、教職員、地域住民を交えてさまざまな議論を重ねてまいりました。また、3月には地域住民並びに保護者を対象とした意向調査の集計が完了した所であり、7割以上の方が何らかの形で「学校再編を検討する必要がある」との結果が示された所とあります。検討委員会ではこの結果を踏まえまして、今後7月ごろを目標に一定程度の方向性をまとめ、8月ごろに住民説明会などを開催し、年内中には最終的な方向性をまとめる所としております。

次に、東日本大震災の教訓等を後世の人々に伝承するとともに、防災、減災に対する意識の高揚を図るため、震災遺構として整備を進めている旧中浜小学校についてですが、校舎や広場、展示物等の基本設計業務がおおむね完了し、施設の基本的な方向性が固まりつつあることを踏まえ、被災した校舎を震災遺構として現状のまま保存するために必要な条例を今議会にご提案しております。

なお、今後は実施設計を進めることとなりますが、平成32年度の公開に向け、来年6月ごろには工事を発注できるよう全力で取り組んでまいります。

次に、全国的に社会問題となっている高齢者の交通事故対策といたしまして、運転に不安を感じている高齢者のために、今月から運転免許を自主返納した70歳以上の方に対する新たな減免制度を開始いたしました。本制度に申請いただきますと、承認を受けた日から1年間、町民バス「ぐるりん号」並びにデマンド型乗合タクシーの使用料が全額免除となるほか、2年目以降は75歳に至るまで使用料が5割減額となります。対象

となる町民の皆様につきましては、この機会に検討いただき、外出の手段として町のバスを有効にご活用いただければと考えております。

次に、役場庁舎新築復旧事業の進捗状況についてですが、昨年10月の着工以来、工事は順調に進捗しており、現在は建物の躯体工事を進めているところであります。現在の工程では、間もなく躯体工事が完了し、来月には外壁工事に取りかかる予定となっております。年内の完成に向け、新庁舎の外観が徐々に見えるようになってまいります。今後とも皆様のご期待に沿えるよう一日も早い完成に向けて引き続き全力で事業に取り組んでまいります。

最後に、第6次山元町長期総合計画の策定事業についてですが、入札手続を経て今月末から策定に着手いたします。本計画は、今年度で計画期間満了を迎える山元町震災復興計画にかわり、将来の姿をしっかりと見据えた今後のまちづくりの指針として、来年度にかけて策定に取り組む予定であります。

なお、今年度につきましては、主に現状分析、重点プロジェクトを含む基本構想案等の検討を進める予定となっておりますが、計画の策定に当たっては総合計画審議会等での審議はもとより、住民の皆様や議員各位から幅広くご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上、東日本大震災からの復興創生に向けた最近の主な取り組みについてご報告申し上げます。

引き続き我が町の復興創生に向けてチーム山元一丸となり全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましてもこれまで同様ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会においてご審議をいただく各議案の概要について、順を追ってご説明申し上げます。

初めに、専決処分に係る報告並びに承認関係議案について申し上げます。

報告第2号から4号までの専決処分の報告については、町道3号山下花釜線道路改良工事（その2）及び町道28号上平磯線道路改良工事（その1）並びに中山熊野堂応急仮設住宅解体工事について、施工内容や数量に軽微な変更が生じたことに伴い変更契約を締結いたしましたので報告するもの、報告第5号繰越明許費繰越計算書については、さきの議会定例会においてご可決いただきました平成29年度一般会計補正予算の繰越明許費について平成30年度に繰り越しましたので報告するもの、報告第6号事故繰り越し繰越計算書については、関係機関との協議や地権者の相続人の所在確定に不測の時間を要したことなどにより一部の事業が完了できなかったため、平成30年度に事故繰り越ししましたので報告するもの、報告第7号山元町水道事業会計予算繰越計算書については、県道相馬互理線整備に伴う配水管移設実施設計業務委託等を平成30年度に繰り越しましたので報告するもの、報告第8号山元町下水道事業会計予算繰越計算書については、坂元地区公共下水道編入工事等を平成30年度に繰り越しましたので報告するもの、承認第1号及び2号については、地方税法等の一部を改正する法律が去る3月31日に公布されたことに伴い山元町町税条及び山元町国民健康保険税条例の一部を改正し今年4月1日から施行する必要があったもの、承認第3号については、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令及び地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正す

る省令が去る3月30日に公布されたことに伴い、山元町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正し、今年4月1日から施行する必要があったものであります。

次に、承認第4号については、平成29年度山元町一般会計補正予算（専決第3号）であります。

それでは、歳出予算について申し上げます。

総務費のうち財政管理費については、平成29年度のふるさと納税に係る事業費を実績に基づき減額するとともに、企画費においては諸経費を控除したふるさと納税寄附金収入をふるさと振興基金へ積み立てるため追加措置を行うものであります。

次に、教育費については、事務局費において、平成29年度の奨学基金貸付事業の実績に基づき、貸付金並びに貸し付け回収金積み立てを減額措置するものであります。

なお、歳入予算については、各種交付金並びに地方交付税を初め分譲宅地売却収入及び寄附金等について実績に基づき増減し、最終的な財源調整として財政調整基金取り崩しを減額措置した結果、歳入歳出それぞれ約3,000万円を増額し総額194億9,000万円余とする補正予算として専決処分したものであります。

次に、予算外の議決議案について申し上げます。

議案第27号山元町東日本震災遺構保存条例については、東日本大震災において被災した旧中浜小学校を震災遺構として被災した状態のまま保存するに当たり建築基準法の適用から除外する必要があることから新たに条例を制定するもの、議案第28号山元町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営等の状況の公表に関し任命権者の報告事項が追加されたことから所要の改正を行うもの、議案第29号山元町農村地域工業導入地域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例については、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴い、農村地域工業導入地区を定めていた省令を廃止する農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令を廃止する省令が去る3月30日に施行されたことから条例を廃止するもの、議案第30号東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例については、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等の対象地域から転入した被保険者に係る国民健康保険税を平成30年度においても減免するため所要の改正を行うもの、議案第31号山元町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が今年4月1日に施行されたことに伴い所要の改正を行うもの、議案第32号山元町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が今年4月27日に施行されたことに伴い所要の改正を行うもの、議案第33号山元町駐車場条例の一部を改正する条例については、JR坂元駅前に坂元駅前駐車場を設置するに当たり所要の改正を行うもの、議案第34号平成30年度消防ポンプ積載車等更新事業に係る物品購入契約については、財産の取得について議会の議決を求めるもの、議案第35号については交流拠点施設新築工事に係る工事請負契約を締結するに当たり議会の議決を求めるもの、議案第36号及び37号については、町道1号東街道線（その1）外5路線町道補修工事及び町道12号中山線外3路線町道

補修工事について設計内容の一部に変更が生じ工事費が増額となることから、変更契約を締結するに当たり議会の議決を求めるものであります。

続いて、補正予算関係議案についてご説明申し上げます。

今回、ご審議をお願いいたします補正予算案の考え方につきましては、さきの平成30年度第1回山元町議会定例会において骨格予算とした当初予算に対して、私の選挙公約に合致する事務事業として判断したもの及び政策的な事務事業のうち継続的または当初予測できなかった事情や、補助事業の内示あるいは新たに事務事業として必要であると判断したもの等に対応すべく提案するものであります。

初めに、私の選挙公約に合致するものとして判断した事務事業のうち主なものについて申し上げます。

まず第1に「子育て・婚活・定住支援の充実強化」関連事業といたしましては、県内最高水準の定住支援策を引き続き実施するとともに、お試し移住・交流推進事業につきましても継続いたします。

また、婚活支援事業の充実強化を図るため、これまでの出会いに重点を置いていた婚活支援イベントの開催に加えて、新年度では結婚を見据えたトータルサポートプログラム「一年成婚事業」に新たに取り組んでまいります。本事業は、結婚を希望する方々をサポートするため、結婚仲介業者を活用し、結婚相手の紹介はもとより、交際中の悩み等についても仲人役のコンシェルジュが親身になって相談に応じるもので、交際から結婚まで1年間を目標とするものであります。町では、仲介業者に登録する際の入会金等の一部を負担するほか、本事業を活用し1年以内に成婚された方に対してはお祝い金もお贈りするなど、より一層の婚活支援を実施してまいります。

さらに、子育てを町ぐるみで支え育む環境を構築するため、山元版ネウボラ事業として保健センター内に新たに子育て世代包括支援センターを設置いたします。同センターには、妊娠から出産、また出産後の育児に至るまで切れ目のない総合的な相談窓口が設置され、常駐する看護師等の専門スタッフが必要な情報提供や助言、保健指導等を実施するほか、必要に応じて関係機関と協力し支援プランの作成も行います。

なお、今議会において、拠点となる保健センターの改修費用に加え、スマートフォンで情報提供を行うための経費や常駐する看護師等の賃金など、施設の開所に向けた経費を計上しており、今年度中の開所を予定しております。

第2に「企業誘致、農業再生で雇用の場、所得向上を実現」関連事業といたしましては、京浜ハイフロー販売株式会社や東海リース株式会社に次ぐ第二、第三の誘致を目指し、今年度も積極的に企業誘致活動を展開してまいりたいと考えております。

今議会においては、先ほどご紹介いたしました太平洋ブリーディング株式会社が新浜別荘地に新設する予定の養豚場に関連する用地買収等に係る経費を計上しておりますので、持段のご配慮を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、ホッキ漁の再開を支援するため、ホッキをとるための捕獲漁具「噴流式マンガ」の導入費用の助成費を計上しております。噴流式マンガとは、海底をひく捕獲漁具「マンガ」に海水の噴出口を取りつけたもので、水圧でホッキ貝を砂の中から掘り出して捕獲する仕組みとなっており、従来の方式に比べ海底の障害物にかかりにくい特徴があります。震災後の本町のホッキの水揚げ量は震災前の年35トンから一時は約1トンまで大幅に減少しており、町といたしましては貴重な特産品であるホッキ貝を絶やさない

いたためにも新たな漁具の導入を後押しすることで水揚げの増加につなげてまいりたいと考えております。

第3に「教育、文化、スポーツの振興」関連事業といたしましては、昨年度から実施してきた小中学校再編検討事業について再編検討に時間を要していることから、新年度予算に改めて契約するための経費を計上したほか、児童生徒の学びやすい環境を構築するため、教室にエアコンを設置するための基本計画策定に係る経費を計上しております。

第4に「町の発展をリードする拠点形成の推進並びに治水・排水対策、生活道路の維持補修の推進」関連事業といたしましては、引き続き生活道路や排水路の改修など、町民の皆様の身近な環境整備を計画的に実施するための経費を農地費並びに道路新設改良費に計上しております。

主な事業箇所をご紹介しますと、農地費においては、イチゴの荷傷み防止のための舗装工事を初め鷺足川排水路の改修や、山神ため池、蛙舘ため池、渋沢ため池の修繕、浚渫に係る経費を計上したほか、台風災害時の現場作業員の安全確保を図るため、谷地排水機場に防じん機を設置するための経費等を計上しております。

また、道路新設改良費においては、町道大平宮前線、鷺足中筋線、山寺畑中線、東街道線など丘通りの道路改良工事を重点的に実施するほか、継続して実施している上平浜原線の排水路改修工事や町民グラウンド周辺の町道再編等による利便性の高い動線を確認するため、アクセス改善検討業務の経費等を計上しております。

震災から7年の時を経て、当町には後世に誇れる3つの市街地が形成され、またおのおの市街地には地域交流センターを初めとした中核となる施設も整備されました。今後はこうした町の新たな拠点同士を有機的に連携するためのネットワークづくりが重要であると考えており、新市街地の周辺地域との連携を中心に、引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えております。

第5に「心の復興、絆・コミュニティ再生の推進」関連事業といたしましては、地域の自治会活動を一層自立的なものにするための支援策の強化、充実に努めてまいります。今議会においては、今後の人口減少を見据え、地域住民と行政との連携による取り組みの強化に着眼し、各行政区に実施していただいている道路、河川の一斉草刈り等に対する道路河川愛護協会補助金を拡充したほか、新市街地につくられた公園の草刈りやごみ拾い等の日常管理について、町の定期パトロールだけでなく、地域住民の方々にもご協力をお願いするための公園管理会報償金を新たに計上いたしました。町といたしましては、こうした取り組みが大きな輪となって広がることで、地域環境の保全、維持管理費の縮減につながるものと考えているところであり、活動を積極的に支援するとともに、今後とも行政区を初め地域住民との協働のまちづくりに向けた仕組みづくりを鋭意検討してまいりたいと考えております。

次に、政策的な事務事業のうち継続的または当初予期できなかった事情や、補助事業の内示あるいは新たに必要であると判断した事務事業のうち主なものについて申し上げます。

初めに、歳出予算の総務費については、財産管理費において新庁舎の備品購入に係る経費を計上したほか、企画費においては牛橋区、花釜区、中浜区、磯区における被災地域での交流活動推進に対する補助金並びに中浜区の集会場の施設備品整備に対する補助金について、それぞれ交付決定に基づき追加措置するものであります。

次に、民生費については、老人福祉費において敬老会の開催経費について計上するとともに、児童福祉総務費においては来年度末で計画期間が満了となる子ども・子育て支援事業計画の策定に係る経費を追加措置するものであります。

次に、農林水産業費については、農業振興費において、経営規模拡大を目指す農業経営体が申請していた経営体育成支援事業について補助採択の内示があったことから、補助金を交付するための経費を計上したほか、農業復興推進費については東部地区畑地への堆肥等投入に対する補助金について交付の内示に基づき増額措置するものであります。また、漁港施設復興推進費については、堤防等の漁港施設の点検と延命を図るための長寿命化計画の策定に係る経費を計上するとともに、復興交付金の交付決定に基づき、磯浜漁港内に整備されていた整車場を移転復旧するための経費を追加措置するものであります。

次に、土木費については、道路維持費において大雪時の除雪業務経費を計上するとともに、住宅安全対策費においては、国・県補助を活用した木造住宅の耐震改修工事に係る補助金について、耐震工事だけではなく、リフォーム、建替工事の場合でも活用できるよう制度を拡充し実施するための経費を追加措置するものであります。また、都市計画費においては、昨年度策定した都市計画マスタープランに基づき、優良な住環境を有する新市街地及び周辺地域の住環境の保護及び利便性の向上を図るため、用途地域の指定を含めた土地利用誘導方針を検討するための経費を追加措置するものであります。

また、消防費については、災害対策費において、下郷区の防災備品を整備する事業について補助金の交付決定に基づき追加措置するものであります。

次に、教育費については、教育振興費において、緊急スクールカウンセラー等活用事業について、補助金の内示に基づき従来の中学校に係る経費に加え新たに小学校でも事業を展開するための経費を増額措置したほか、幼稚園費においては、引き続き町内2カ所の幼稚園の支援を目的とした私立幼稚園運営費補助金を交付するための経費を追加措置するものであります。生涯学習関係の予算については、歴史民俗資料館施設費において線刻壁画の公開に伴う展示室の改修経費を措置するとともに、社会教育復興推進費においては、復興交付金の交付決定に基づき、歴史民俗資料館に併設する埋蔵文化財収蔵庫の建築に係る建設設計費を計上し、また体育施設費においては、スポーツ振興くじ助成金の内示に伴い、体育文化センター内のトレーニング機器の一部を更新するための経費を計上するものであります。

次に、諸支出金については、災害援護資金貸付金において、法令改正により貸し付け申し込み期間が平成30年度末まで1年延長されたことに伴い、貸し付けに係る経費を追加措置するものであります。

最後に、債務負担行為の補正については、子ども・子育て支援事業計画の次年度執行分に要する経費について期間及び限度額を設定したほか、合戦原遺跡からの出土品の保存処理業務委託については事務の合理化等を図る観点から単年度事業を複数年度事業に変更するための予算形式を整えるため、期間及び限度額を設定するものであります。

なお、ただいま申し上げました歳出予算に見合う財源としては、町税収入並びに国・県支出金を増額措置したほか、震災復興特別交付税や震災復興交付金基金繰入金等を増額し、最終的な財源調整として財政調整基金の取り崩しを増額措置した結果、歳入歳出それぞれ約10億1,000万円を増額し、総額113億2,000万円余とするもの

であります。

以上、平成30年第2回山元町議会定例会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げましたが、各種議案等の細部につきましてはさらに関係課長に説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（阿部 均君）これで提出議案の説明を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。再開は11時15分いたします。

午前 11時02分 休憩

午前 11時15分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第4．報告第2号を議題とします。

本案について報告を求めます。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。それでは、専決処分の報告について、報告第2号平成28年度復興交付金事業町道3号山下花釜線道路改良工事（その2）請負契約の変更についてご報告させていただきます。

議案の概要でご説明させていただきますので、配布資料No.1をご準備願います。

まず提案理由でございますけれども、町道3号山下花釜線道路改良工事（その2）に関し地方自治法の規定に基づき専決処分をしたので、これを報告するものでございます。

1．契約の目的、平成28年度復興交付金事業町道3号山下花釜線道路改良工事（その2）。契約の相手方、有限会社安田工務店、町内の企業でございます。

3．契約金額、原契約が8,475万5,160円に対しまして421万9,560円減額しまして、変更契約金額としまして8,053万5,600円となっております。減額率としましては4.98パーセントとなっております。

4．工事の場所です。山元町花釜地内となっております。

5．工事の概要でございます。変更分となりますけれども、原契約、地盤改良工置換工としまして620立米だったものを430立米減工しまして、最終的に190立米に減工しているというものとなっております。

6．工期としましては、29年2月8日から平成30年3月28日までとなっております。

7番、変更理由としましては、路床支持力評価試験を実施した結果、置き換えが不要な区間が判明したため、置換の範囲と置換厚を変更するもの。

裏面、次のページにA3判の資料をつけております。図面で青くお示ししている部分が当初の置換の範囲を示しております。茶色の部分、オレンジの部分ですね、こちらが変更の範囲という形で、このような縮小となっております。また、試験の結果によりまして、舗装断面図を掲載しておりますけれども、もともと置換厚65センチを予定したものを55センチに縮小しているというような内容になってございます。

1ページ目にお戻りいただきまして、8番、議決の経緯です。平成29年第1回山元町議会臨時会、議案第2号、平成29年第3回山元町議会定例会、議案第51号となっ

ております。

以上が報告2号の概要となります。

よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）報告第2号専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

議長（阿部 均君）日程第5．報告第3号を議題とします。

本案について説明を求めます。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。それでは、報告第3号……。

議長（阿部 均君）もう少し簡明で、ここはよろしいと思います。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。申しわけございません。

それでは、報告第3号平成29年度復興交付金事業町道28号上平磯線道路改良工事（その1）請負契約の変更についてご報告させていただきます。

提案理由でございますけれども、地方自治法の規定に基づき専決処分したので、これを報告するものでございます。

契約の目的は記載のとおりとなっております。

契約の相手方としましては、野村建設株式会社、町内の企業でございます。

3番、契約の金額ですが、原契約7,224万7,680円に対しまして225万9,360円増工しまして、変更としまして7,450万7,040円となっております。増額率としましては3.1パーセントとなっております。

工事の場所は記載のとおりとなっております。

工事の概要、変更分でございますが、もともと縁切り併用によるコンクリート切断というものを計上していなかったんですけれども、今回新たに切断を計上しまして、65メートル分、増工しております。

工期は記載のとおりでございます。

7番、変更の理由でございますが、水路利用の既設橋台及び函渠の撤去について当初大型ブレーカーによる撤去を予定しておりましたが、残構造物への影響を考慮する必要があり、縁切り併用の大型ブレーカーへ変更するものでございます。

議決の経緯は記載のとおりでございます。

以上が報告3号の概要となります。

よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）報告第3号専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

議長（阿部 均君）日程第6．報告第4号を議題とします。

本案について報告を求めます。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。報告第4号平成29年度災救1号中山熊野堂応急仮設住宅解体工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

概要につきましては、第2回議会定例会配布資料No.3で説明しますので、ご準備のほうをお願いします。

中山熊野堂応急仮設住宅解体工事に関し地方自治法の規定に基づき専決処分したので、

これを報告するものです。

1. 契約の目的、2. 契約の相手方につきましては記載のとおりとなっております。

3. 契約金額、原契約が8,413万8,156円、消費税を含みます。変更額としまして8,467万4,160円、増額が53万6,004円となっており、0.64パーセントの増となっております。

4. 工事の場所、記載のとおりとなっております。

5. 工事の概要、変更分になりますけれども、建設廃棄物(石こうボード類)が140立米に対しまして変更で266立米、126立米の増となっております。発生残土等の処分、設計数量が3,163トンに対しまして変更でゼロとなり、3,163トン減となっております。

6. 工期につきましては記載のとおりとなっております。

7. 変更理由、精査の結果、建設廃棄物等の処分量について設計値と実績値に差異が生じたこと及び発生残土等の再利用に伴い処分量が減となったための変更となります。

8. 議決経緯は記載のとおりとなっております。

以上で報告第4号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長(阿部 均君) 報告第4号専決処分の報告について(工事請負契約金額の変更)を終わります。

議長(阿部 均君) 日程第7. 報告第5号を議題とします。

本案について報告を求めます。

企画財政課長(大内貴博君) はい、議長。報告第5号繰越明許費繰越計算書についてご説明をいたします。

さきの3月議会におきまして明許設定をいたしました一般会計補正予算(第6号)につきまして、地方自治法施行令の規定に基づき具体的な繰越額をご報告させていただくものでございます。

1ページをお開き願ひします。

平成29年度山元町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

計算書の見方につきましては、左から順に予算科目、事業名の欄となっており、続いて金額欄にはさきの3月議会で設定いたしました繰越限度額を記載しております。この繰越限度額の範囲において、29年度決算に基づく確定した繰越額を記載したものが翌年度繰越額の欄となっており、財源内訳を右側の欄に記載しておりますのでご確認願ひします。合計22事業を実際に繰り越しております。

主な事業につきましてご説明をいたします。

まず第2款総務費第1項総務管理費の定住促進対策事業については、平成29年度内に申請があったものの、住宅の完成が翌年度になる方があったことから繰り越したものでございます。明許繰越額が7,910万円余でありましたが、実際翌年度に繰り越した額は4,830万円余となっております。

次に、第6款農林水産業費第1項農業費の農山漁村地域復興基盤総合整備事業については、山元東部地区農地整備事業の実施に際し換地計画原案の作成及び地権者からの了承に不測の日数を要したことから繰り越したものでございます。明許繰越額が4,500万円余でありましたが、実際には4,240万円余となっております。

次に、第8款土木費第2項道路橋梁費の道路維持管理事業については、復旧復興事業等に伴う道路補修工事などにおいて関係機関及び地権者との調整に不測の日数を要したため繰り越したものでございます。明許繰越額が6億640万円余でありましたが、その全額を繰り越しております。

次に、同じく第2項道路橋梁費の社会資本整備総合交付金事業については、町道高瀬笠野線の道路改良工事などにおいて関係機関及び工事間の調整に不測の時間を要したことから繰り越したものでございます。明許繰越額が3億6,040万円余でございますが、実際翌年度に繰り越した額は3億5,990万円余となっております。

議案書の2ページをご覧ください。

最後に、第11款災害復旧費第1項公共土木施設災害復旧費の公共土木施設補助災害復旧事業については、復旧工法等の選定に不測の日数を要したことから年度内完成が困難になり繰り越したものでございます。明許繰越額は3億7,930万円余でございますが、実際翌年度に繰り越した額は3億5,350万円余となっております。

以上22事業合計いたしまして明許繰越額の合計が20億8,730万円余となっておりますが、そのうち19億8,600万円余を平成30年度に実際に繰り越したということとなります。財源内訳はご覧のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）報告第5号繰越明許費繰越計算書について（平成29年度山元町一般会計）を終わります。

議長（阿部 均君）日程第8．報告第6号を議題とします。

本案について報告を求めます。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。報告第6号事故繰り越し繰越計算書についてご説明いたします。

こちらも地方自治法施行令の規定に基づき具体的な繰り越しの額を報告させていただくものでございます。

1ページをお開き願います。

平成29年度山元町一般会計事故繰り越し繰越計算書でございます。

いわゆる突発的な事象により年度内に支出が終わらなかったため、やむを得ず翌年度に繰り越すものにつきまして、その理由等を説明するものでございます。計算書につきましては、左から順に予算科目、事業名、昨年度中の支出負担行為額、その隣には支出状況を記載しております。また、繰越額及びその財源内訳に続いて、表の一番右の欄にそれぞれの事業についての繰り越し理由を記載しておりますのでご確認願います。

平成29年度から30年度に事故繰り越しするものは2件となっております。

まず第8款土木費第2項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業でございます。表の中央、翌年度繰越額の欄にありますとおり2億6,760万円余を事故繰り越しする

ものでございます。その理由でございますが、頭無西牛橋線橋梁整備工事並びに新浜諏訪原線道路改良工事において地権者や他事業との調整等に不測の日数を要し、年度内の完成が困難となったものでございます。

続きまして、第10款教育費第5項社会教育費、合戦原遺跡発掘調査事業でございます。2,510万円余を事故繰り越しするものでございます。その理由でございますが、発掘調査で出土した線刻壁画の保存処理について、国内における前例がないことから、文化庁を初めとする関係指導機関との協議に不測の日数を要したため、年度内の完成が困難となり繰り越したものでございます。

以上、事故繰り越しの合計額でございますが、2億9,270円余り、財源内訳といたしましては震災復興交付金が1,880万円余り、国・県支出金が1億6,050万円余となっております。

説明は以上でございます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）報告第6号事故繰り越し繰越計算書について（平成29年度山元町一般会計）を終わります。

議長（阿部 均君）日程第9. 報告第7号を議題とします。

本案について報告を求めます。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、報告第7号山元町水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

平成29年度山元町水道事業会計予算の繰り越しにつき、別紙のとおり報告するものです。

次のページをお開きください。

建設改良費の繰越額でございます。款、項、事業名の順にご説明いたします。

1款資本的支出1項建設改良費、県道整備に伴う配水管移設事業等でございます。予算計上額が2億1,279万5,000円、支払い義務発生額が1億3,429万7,959円、翌年度繰越額は1,364万4,000円でございます。財源内訳と不用額については記載のとおりでございます。説明といたしましては、県道工事等との事業調整に不測の日数を要したため繰り越すとなったものでございます。

以上、報告といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）報告第7号山元町水道事業会計予算繰越計算書についてを終わります。

議長（阿部 均君）日程第10．報告第8号を議題とします。

本案について報告を求めます。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。報告第8号山元町下水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

平成29年度山元町下水道事業会計予算の繰り越しにつき、別紙のとおり報告するものでございます。

次のページをお開きください。

建設改良費の繰越額でございます。款、項、事業名の順にご説明いたします。

1款資本的支出1項建設改良費、坂元地区公共下水道編入事業でございます。予算計上額が3億7,699万7,560円、支払い義務発生額が674万4,600円、翌年度繰越額は3億7,000万円でございます。財源内訳と不用額については記載のとおりでございます。こちらの説明については、公共下水道区域に坂元地区を編入する事業認可に不測の日数を要したため繰り越すとしたものでございます。

続きまして、同じく1款資本的支出1項建設改良費、マンホールポンプ制御盤更新事業等でございます。予算計上額が2,706万8,440円、支払い義務発生額が1,154万838円、翌年度繰越額が1,462万9,240円、財源内訳と不用額については記載のとおりでございます。こちらの説明は、マンホールポンプ等の施設更新に伴う管理業者との調整にこちらも不測の日数を要したため繰り越すとしたものでございます。

以上、報告といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）報告第8号山元町下水道事業会計予算繰越計算書についてを終わります。

議長（阿部 均君）日程第11．承認第1号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。それでは、承認第1号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

地方自治法の規定により山元町町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同法の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

専決処分しました内容につきましては、条例議案の概要で説明しますので、資料No.4をお手元にご準備願います。

提案理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布され、4月1日から施行されたことなどに伴い、山元町町税条例等の一部を改正したので承認を求めるものでございます。

この条例につきましては6条立ての改正となっております。第1条から第5条までが町税条例の一部を改正するものになり、第6条は平成27年に改正しました条例の一部改正するものとなっております。

それでは、主な改正内容でございますが、第1条の改正関係でございます。

(1)の個人町民税の非課税の範囲の改正がなされております。①は障害者、未成年者、寡婦などの非課税限度額が現行の125万円から10万円引き上げられ135万円になります。次に、②均等割のみの納税義務者及び③所得割を課すべき者のうち一定要件を満たした者に係る非課税限度額もそれぞれ10万円が加算されます。これらは、所得税法等が改正され、給与所得控除額や公的年金控除額が10万円引き下げられ、基礎控除額が10万円引き上げられたことに伴う措置になります。

続きまして、(2)の基礎控除及び調整控除に所得要件を設けるものになり、前年度合計所得金額が2,500万円以下の場合、基礎控除、調整控除を適用するものです。

(3)町たばこ税の税率の改正につきましては、別紙によりまとめて説明いたしますので、次に進みます。

(4)加熱式たばこの課税方式の見直しですが、加熱式たばこは現在パイプたばこと同じ課税方式をとっており、製品重量1ミリグラムを紙巻きたばこ1本に換算して課税しておりますが、製品重量が軽いことから紙巻きたばこに比べて税負担が低くなっていること、あとまた加熱式たばこの商品間でも製品重量に大きな差が生じていることから見直しがなされております。

見直しは、①のとおり、喫煙用の製造たばこの区分を規定し、そこに加熱式たばこの区分が創設されました。こちらは商品名で言いますとフィリップモリス社のアイコス、ブリティッシュ・アメリカンタバコ社のグローを対象としたものになります。②の製造たばこみなす場合の規定ですが、記載の要件を満たすものを加熱式たばこみなすための規定がなされております。こちらは日本たばこ産業のブルームテックを想定したのものになります。

次のページをご覧ください。

③の加熱式たばこを紙巻きたばこの本数への換算方法ですが、重量と価格から紙巻きたばこの本数に換算する方式、新しい課税方式になりますが、こちらに5年間をかけて5分の1ずつ段階的に新しい課税方式へ移行するものです。

(5)ですが、固定資産税、土地に係る特例期間の適用期限の延長です。次の評価替えまでの期間、特例を継続するため延長するものになります。

町たばこ税の税率の改正及び次の第2条から第6条の改正関係につきましては、3枚目にあります別紙、たばこ税の見直しの全体図をご覧ください。

この資料の中で税率の表示につきましては、上段が町税、下段の括弧書きが国・県、町の計になります。赤い色で記載されている箇所がセブンスター、メビウス等の一般の紙巻きたばこの改正になります。1回につき紙巻きたばこ1本当たり町税で0.43円、国・県、町合わせて1円引き上げられますが、こちらが3回に分けて実施されます。

次に、青色で記載されている箇所が、エコー、わかばなどの旧3級品の紙巻きたばこの改正になります。こちらは平成27年の改正により4回に分けて段階的に特例税率を廃止するものですが、4回目の税率改正日が第6条の改正規定によりまして平成31年4月1日から10月に6カ月延期されました。

次に、下のほうに緑色で表示されている箇所がありますが、こちらが加熱式たばこの改正になります。5段階に分けて新税率に切りかえるもので、20パーセントずつ新課税方式の割合を大きくしていき、5段階目の平成34年10月に完全に新課税方式に

切りかえるものになります。これによりまして、現在の小売価格から商品によっては77円程度から175円程度引き上げられることになります。

黄色の表につきましては、手持ち品課税に関する改正になります。税率改正時に販売用紙巻きたばこを5,000本以上所持するたばこの販売事業者の方にたばこ税の手持ち品課税が行われ、記載の引き上げ日を基準に申告期限、納付期限が設けられます。

続いて、3ページ目、2枚目にお戻りいただきたいと思います。

施行期日ですが、ただいまご説明しました主要の改正のうち第1条の改正関係の(5)につきましては平成30年4月1日、以下記載のとおり施行となります。

以上が承認第1号の主な改正でございます。

ご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この条例は、「認める」という内容のものだと思うんだけど、この町、町民の暮らしにも深くかかわる内容のものになっているのではないかというふうな受けとめ、最初のほうの非課税の引き上げというのは、町にとってどうなのかということはあつけども、町民にとってはこれはありがたい話というふうな受けとめでいいんだよな。というふうな受けとめるんだけど、ただその分、税金減るんでねえのという疑問とか。

あと、このたばこ関係はね、非常に勝手に上げらって、そしてどこでチェックする場面もねえんだ、これ。どうせ、どうせ通るんだべけども、ただこれはね、こうしてこの案件が承認と、これ頭から承認しろというようなね、提起の仕方、提案の仕方ってあんのかやと、我々にとっては、国との絡みということにならなべけども。こんな大事なことをね、簡単にパスつような手続についてはね、大きな疑問が生じるんだけど、どうなんでしょうか。

その内容を含めて全体としてこれがね、どう町にとって効果というか、たばこの場合は完璧に増税というか、だから町の収入は上がるということにならなべけども、全体としてこの改正によってどういう、町にとってどうなのかということを確認したいと思います。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。ただいまのご質問ですが、まず初めに町民税の非課税関係になります。先ほども申し上げましたとおり、所得税のほうで給与所得であったり年金所得に換算する際の控除額が10万円引き下げられたと、それに伴う基礎控除等が上がったので、そこでは相殺されます。給与と年金があった方についてはそれぞれ所得が10万円ずつ下がって、基礎控除が、10万・10万だと20万ですね、基礎控除が10万円上がると。そこで所得が10万円ふえるんじゃないかということが想定されますので、そのために調整控除というのが今回設けられて、その辺を是正するような対応がなされています。

それと、基礎控除と調整控除を2,500万円以下の方に適用するという事で所得の制限が設けられていますので、高額所得者については負担額がふえるものということが想定されます。

たばこ税につきましては、先ほどもご説明しましたとおり、国全体での改正になりますので、町としましては税率が上がることによって当然税収はふえるものとは思われま

すが、ただ販売、小売の価格があわせて上がりますので、逆に売り渡し本数も多分に減少するであろうということも想定されます。結果、加熱式たばこに対する商品ごとの税の負担割合も大分違っていきますので、どの銘柄がどれくらい伸びるかということによっては、横ばい、もしくは含有量が少ないものが今回改正されて、そちらが伸びれば当然税としてはふえてくるものなのかなということも想定されます。以上です。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。今の話、最終結果ね、個人がどうなのか、町がどうなのかということも、今の説明を受けてもさっぱり、わからないほうに問題があるんだかと思うんですが。それ以上にね、こういうものを出すときにね、もっと我々が理解できる中で、承認するにしても、承認するにしてもね、という機会を与えてもらわないと、ここでぽっと出さって、そしてこれで判断しろなんて。承認事項だからね、何ぼこいつ反対するとかつったって、もう通っているんだべげんとも、通ることになるんだべげんともさ、ちょっと非常に不親切な提起、提案の仕方。従来こういうこと、こういう流れになっているというのはわかっていながら、しかしながら、中にその町民の生活と直接かかわるようなね、そういう中で、国が決めたことなんだということなんだろけれども、こういうのはもっとこう我々理解できる中で、いぐも悪くもね、承認せざるを得ないんでしょうけれども、そういう提起、提案をしてもらわないと非常にね、我々今度町民に対して説明すつとき、私は今の説明でなかなか町民に理解してもらえないようなね、説明はできないということ伝えて、終わります。基礎控除がどうのこうのと何かそんな、我々自身がそこまで理解するのは多分1日2日、もっとかがつかと思うんだけど、そういうことを訴えて、終わります。どうせこれ通んだべから、これはな。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

12 番（青田和夫君）はい、議長。ちょっと課長、聞き漏らしたと思うんだけど、ブルームテックはどこに該当すんの、これ。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。ブルームテックはですね、加熱式たばこにみなされて課税の対象となります。ですから、この全体図で見たときに一番下の緑のところになります。旧税率から新しい税率に5年間かけて、1年当たり20パーセントずつ新しい税率に切りかわっていく、その対象に入ってきます。以上です。

12 番（青田和夫君）はい、議長。紙巻きたばこと同等の扱いなの。これ液体だよ、しみ込ませているはずで。ほんで回数、例えば今、紙巻きたばこだと20本入りのを売ってますよね。ところが、ブルームテックの液体は5本だよ。それから追っていくと要するに吸う本数が激減するわけだよ。それで該当はこれに該当するわけなの。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。まず液体であるリキッドタイプのブルームテックと、あとそれ以外のアイコス、グローという製品、今3つあるかと思うんですが、それぞれ通常の紙巻きたばこと違って、タバコの含有量が少なくなっています。その関係で、例えばブルームテックですと販売小売価格が460円と。そのうちたばこ税としましては、その含有量が少ないので、14パーセントぐらいですね、34円ぐらいしか税金がかかってないと。ところが、これがアイコスですと含有量が多いので、460円のうちの192円ぐらいが税金になっております。そういった状況で、その加熱式たばこの用量1ミリグラムを紙巻きたばこ、通常のたばこの1本あたりに換算すると現在のような税負担になっていると。それを製品間の税負担の違いとかですね、そういったのを是正するための今回の改正ということになります。以上です。

12番（青田和夫君）はい、議長。ちょっと課長の言っていることよく理解できねえんだけどさ、俺。もう一回お伺いしますけれども、アイコスとかグローは紙巻きたばこと同等のやつで、そしてタールの部分が少なくなって、ニコチンだけだよ。そしてプルームテックは液体で、水蒸気だけ発生するよね。ただしJTでつくっているから「たばこ」と称しているわけですよ。そこの辺をちょっと詳しく教えてください。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。まずプルームテック、その液体の中にも当然タバコの成分が入っていますので、それをタバコの葉の重さに換算して課税をするということになります。以上です。（「よっくわがね、いいわ」の声あり）

議長（阿部 均君）よろしいですか。（「いいです」の声あり）はい。ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから承認第1号専決処分の承認を求めることについて（山元町町税条例の一部を改正する条例）を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。
承認第1号は原案のとおり承認されました。

議長（阿部 均君）日程第12. 承認第2号を議題とします。
本案について説明を求めます。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。承認第2号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

地方自治法の規定により山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同法の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

専決処分しました内容につきまして、条例議案の概要で説明いたしますので、配布資料No.5をお手元にご準備願います。

提案理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、山元町国民健康保険税条例の一部を改正したので承認を求めるものでございます。

改正内容ですが、1点目としまして、基礎課税額に係る課税限度額が現行の54万円から58万円に4万円引き上げられました。2点目ですが、低所得者に係る保険税軽減の拡充になります。5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額を27万円から5,000円引き上げ27万5,000円に、同様に2割軽減の金額を49万円から1万円引き上げ50万円にするものです。

施行期日ですが、平成30年4月1日施行となります。

以上が承認第2号の内容でございます。

よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この改正によって町の影響というのはどういうふうにあらわれてくるんでしょうかというその細かい部分として一つあった、54万から58万に上がったことによって、これらの対象、新たなる対象者というのはどのくらいふえるのかということか、あと(2)、この対象になる人、これはいいことだと思って確認するんだけど、その対象者というのはどのくらいふえるのか。ということで、全体として山元町の税収というかね、保険税なりはどのような影響が生まれてくるのか、プラスになるのかマイナスになるのかということ、全体としてそれ1本としてお尋ねいたします。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。それではお答えいたします。

まず今回の54万円から4万円上がることによって該当される方につきましては、29年度の状況でこれに該当させた場合ですね、お一人、1世帯ですね、該当するものと思われまして。あと、同じもので軽減の対象となる世帯については12世帯です。

国保の課税全体に与える状況ですが、軽減の方がふえますので当然税収としてはその部分については下がるものと思われまして、その下がった部分については調整交付金のほうで措置されますので、大きな影響はないのかなというふうに捉えております。

以上です。

議長（阿部 均君）よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから承認第2号専決処分の承認を求めることについて（山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

承認第2号は原案のとおり承認されました。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第13．承認第3号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。それでは、承認第3号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

地方自治法の規定により山元町地域活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同法の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

専決処分しました内容について、条例議案の概要で説明いたしますので、配布No.6をお手元にご準備願います。

提案理由ですが、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令及び地域再生法第17条の6の地方公共団体を定める省令の一部を改正する省令が3月30日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、山元町地域活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正したので承認を求めるものでございます。

改正の内容ですが、認定事業者に対する固定資産税の不均一課税適用期間を平成30年3月31日であったものを平成32年3月31日に改め、2年間延長するものです。施行期日ですが、平成30年4月1日施行となります。

以上が承認第3号の内容でございます。

よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから承認第3号専決処分の承認を求めることについて（山元町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

承認第3号は原案のとおり承認されました。

議長（阿部 均君）日程第14．承認第4号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。それでは、承認第4号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

平成29年度山元町一般会計補正予算を地方自治法の規定に基づき専決処分いたしま

したので、これを報告し承認を求めるものでございます。

1枚おめくりいただきたいと思っております。専決処分書でございます。

平成29年度山元町の一般会計補正予算は、急を要するので、地方自治法の規定により別紙のとおり専決処分しております。財源調整等必要最小限の範囲での補正予算として平成30年3月31日付で昨年度内に専決処分を行ったものでございます。

さらにもう1枚おめくりいただきたいと思っております。

平成29年度山元町一般会計補正予算（専決第3号）でございます。

まず歳入歳出予算の補正についてでございますが、今回の補正の規模は歳入歳出それぞれ3,205万6,000円余を増額し、総額を194億9,150万3,000円余りとするものでございます。

それでは歳出予算のほうからご説明させていただきます。

11ページをお開き願います。

第2款総務費第1項総務管理費でございます。第3目財政管理費でございますが、155万1,000円を減額しております。こちらにつきましては、ふるさと納税に係る特典の品代のほか事務費等を実績に基づき減額したものでございます。

次に、第5目財産管理費でございますが、積立金について3,007万5,000円を計上しております。内訳を申し上げますと、まず財政調整基金、震災復興基金及び震災復興交付金基金の利子につきまして、運用益の変更がございましたので、その増額分または減額分をそれぞれ計上しております。その下でございます。震災復興基金の予算積み立てということで549万4,000円を計上しております。こちらにつきましては、平成29年度中に全国の皆様からいただいた震災復興関係の寄附金及び学校教育関係の寄附金、計18件を積み立てているものでございます。その下でございます。震災復興交付金基金の予算積み立てということで1,947万1,000円を計上しております。こちらにつきましては、新市街地の分譲地売り払いにおいて当初予算編成後に契約となったものや借地契約予定者が分譲地購入に変更したこと等に伴いまして、その増額分を積み立てているものでございます。

次に、第6目企画費につきまして653万4,000円を増額しております。こちらにつきましては、ふるさと納税としていただいた寄附金のうち、お礼の品代等の諸経費を除いた分をふるさと振興基金に積み立てているものでございます。

次に、第20目定住促進対策費でございますが、企業版ふるさと納税の実績確定に基づく財源内訳の変更でございます。

続きまして、第6款農林水産業費第1項農業費第3目農業振興費でございます。こちらにつきましては、産業振興に関する事業への指定寄附を受けたことから、一般財源から財源を変更しているものでございます。

次に、同じく第6款第3項水産業費第3目漁港施設復興推進費につきましては、昨年第2回議会定例会でご可決賜りました漁港施設機能保全事業について、地方債に関する県との協議により過疎債から公共事業等債に財源を変更しているものでございます。

続きまして、第10款教育費第1項教育総務費第2目事務局費につきましては300万2,000円を減額しております。こちらにつきましては、奨学金の貸し付け実績に基づき192万円を減額及び奨学金の返還による3月末時点での回収額の確定に伴い積立金を108万2,000円減額するものでございます。

次に、第11款災害復旧費第1項公共土木施設災害復旧費第2目公共土木施設補助災害復旧費並びに第2項農林水産業施設災害復旧費第1目農業用施設単独災害復旧費につきましては、昨年10月の台風21号による被害が激甚災害指定を受けたことにより国庫支出金がかさ上げされたこと並びに起債の対象事業が広がったことに伴う財源内訳の変更でございます。

以上が歳出予算の内容でございます。

次に、歳入予算につきまして主なものをご説明いたします。

7ページをお開き願います。

まず第2款地方譲与税から第9款地方特例交付金までですが、これらは国・県の各種譲与税、交付金の年度末における確定精算に伴うものであり、それぞれ増額または減額しているものでございます。

続きまして、第10款地方交付税でございますが、3億8,308万2,000円増額しております。こちらにつきましては、地方交付税の算定が終了し、確定値が決まったことに伴うものであります。特別交付税で1億946万1,000円、震災復興特別交付税で2億7,362万1,000円、それぞれ増額しております。その主な要因でございますが、特別交付税につきましては移住定住対策や地方バス、台風21号に係る災害復旧などについて増額しているものでございます。一方、震災復興特別交付税につきましては、主に東部地区などの農地整備事業について増額となっているものです。

続きまして、第14款国庫支出金でございますが、2,915万8,000円増額しております。こちらにつきましては、先ほど歳出でご説明いたしました台風21号の激甚災害指定に係る国庫補助金のかさ上げ分を増額しているものでございます。

9ページをお開き願います。

第16款財産収入でございます。第1項財産運用収入第1目利子及び配当金でございますが、511万円増額しております。こちらにつきましては、先ほど歳出でご説明いたしましたとおり、財政調整基金を初めとする3つの基金の利子につきまして運用益の変更がございましたので、その増額分または減額分を計上しているものでございます。

第2項財産売払収入第1目不動産売払収入でございますが、1,947万1,000円を増額しております。こちらにつきましては、先ほど歳出の震災復興交付金基金の部分でご説明いたしましたとおり、新市街地の分譲地売り払いの増額分を計上しているものでございます。

続きまして、第17款寄附金第1項寄附金第1目寄附金でございますが、合わせて863万1,000円を増額しております。こちらにつきましては、昨年度中におのおの目的により受け付けた寄附金を計上しているものでございます。

続きまして、第18款繰入金第2項基金繰入金第1目基金繰入金でございますが、4億4,418万9,000円減額しております。まず財政調整基金繰入金でございますが、4億4,226万9,000円減額しております。これは地方交付税が今回増額になったことなどに伴いまして財政調整基金の取り崩しを減額するものでございます。次に、奨学基金繰入金でございますが、歳出予算でご説明いたしましたとおり、奨学金の貸し付け実績に基づき取り崩しを減額するものでございます。

10ページのほうをご覧願います。

次に、第20款諸収入第2項町預金利子第1目町預金利子でございます。歳計現金等

現金利子につきましては、運用益の変更がございましたので、その増額分78万8,000円を計上しております。

次に、第3項貸付金収入第1目貸付金収入でございます。こちらにつきましては、歳出予算でもご説明いたしましたが、奨学金の返還による3月末時点での回収額の確定に伴い108万2,000円減額しているものでございます。

次に、第21款町債でございますが、こちらにつきましては地方債の補正のほうで説明をいたします。

以上が歳入予算の主な内容でございます。

最後に、地方債の補正でございます。4ページをお開き願います。

公共事業等債並びに過疎対策事業債については、歳出予算でもご説明いたしましたとおり、漁港施設機能保全事業に係る財源内訳の変更により限度額を増減するもの、農林水産業施設単独災害復旧事業につきましては激甚災害指定を受けたことに伴い限度額を増額するものでございます。

以上が補正予算の内容となります。

ご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから承認第4号専決処分の承認を求めることについて（平成29年度山元町一般会計補正予算・専決第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

承認第4号は原案のとおり承認されました。

議長（阿部 均君）日程第15. 議案第27号を議題とします。

本案について説明を求めます。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。議案第27号山元町東日本大震災遺構保存条例についてご説明申し上げます。

事前に配布しております第2回議会定例会配布資料No.7、条例議案の概要でご説明いたしますので、お手元にご準備願います。

初めに、提案理由でございますが、東日本大震災において被災した旧中浜小学校を震災遺構として、被災した状態のまま保存するに当たり、建築基準法の適用から除外する必要があることから本条例を提案するものでございます。

別紙資料をお開き願います。

初めに、全体の流れについてご説明いたします。

震災遺構整備の基本方針としては3点ありますが、遺構として整備、保存するに当たり、(1)被災した校舎の現状を「可能な限り保存する」がポイントになります。

現在の旧中浜小学校については用途が学校です。これを建築基準法に基づき整備する場合は、黒矢印に沿った形で学校から博物館に用途変更することになります。しかし、階段幅の問題であったり排煙設備の問題があって、基準法に適合させるには大規模な改修が必要になります。要は大規模な改修を行わなければ博物館として適合せず、結果として内部への立ち入りはできないことになります。

そこで、今般取り入れようとしているのが赤の矢印に沿った手法になります。基準法の適用を除外することによって旧中浜小学校を保存建築物として指定できるようになり、最終的には内部への立ち入りが可能になる手続を進めるものです。保存建築物に指定するためには、資料の中央に記載してあるとおり、保存条例の制定が必要になります。

(2)保存建築物の指定の流れについてご説明いたします。

資料下段の左側になりますが、本条例において保存条例の提案をさせていただいております。本条例案をお認めいただければ、11月に開かれる予定の建築審査会に向けて9月に特定行政庁、ここでは宮城県になりますが、指定申請を行います。審査会では保存条例が制定されていることが1つの要件になります。順調に進めば、ことし中には保存建築物の指定を受けることができ、最小限の改修により被災した現状のままで公開することが可能となります。

資料の1枚目、条例議案の概要にお戻り願います。

1の制定内容です。震災遺構の現状変更の規制及び保存のために講ずるべき措置等に関し必要な事項を条例で定めるものでございます。

次に、2の条文構成等です。第1条の目的については、震災遺構を保存するための手段及び保存の目的を定めるもの、第2条の定義については、被災した旧中浜小学校校舎を震災遺構として定めるもの、第3条の現状変更の規制等については、現状変更等にかかわる行為の規制を定めるもの、第4条の保存活用計画については、保存及び活用に関する計画を定めるもの、第5条の管理については、後世への継承及び見学者の安全確保のために必要な措置を講ずることを定めるもの、そして第6条の委任については、この条例の施行に関し必要な事項は別に規則で定めるものでございます。

最後に、施行期日については公布の日としております。

以上が議案第27号の概要となります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）お諮りします。

ただいま議題となっております議案第27号は、山元町議会会議規則第38条第1項の規定により産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思っております。これに

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第27号は、産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第16．議案第35号を議題とします。

本案について説明を求めます。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。それでは、議案第35号平成30年度 交流請1号山元町交流拠点施設新築工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

概要につきましては、お手元の配布資料No.15にてご説明させていただきますので、ご用意方よろしくお願いいたします。

まず初めに、提案理由でございますが、山元町交流拠点施設新築工事の請負契約の締結に当たりまして、地方自治法の規定により議会の議決を要するため提案するものでございます。

以下、項目、そして内容の順にご説明申し上げます。

初めに、1番目、契約の目的、工事の名称でございますけれども、平成30年度交流請1号山元町交流拠点施設新築工事となっております。

2の契約の方法でございますが、条件つき一般競争入札により入札に付してございます。入札参加業者につきましては4社でございました。

3の契約金額でございますが、一金2億7,399万6,000円、こちらにつきましては消費税を含む額となっております。なお、落札率につきましては86.99パーセントとなっております。

4の契約の相手方でございますが、仙台市青葉区所在の阿部建設株式会社でございます。

5の工事の場所でございますけれども、山元町町地内、ご承知のとおりJR坂元駅前の大規模商業用区画となっております。

6の工事の概要でございますけれども、まず1点目、建築工事一式でございます。建物の用途につきましては物販店舗、構造につきましては木造平家建て、建築面積については763.68平方メートル、延べ床面積は757.77平方メートル、このうち建物内面積としましては473.93平方メートル。

ちょっとここで補足させていただきます。この資料の3枚目にですね、パースを添付させていただいてございます。ご覧いただいておりますのとおり、非常にその屋根を大きく、そして高く、軒を張り出した構造としてございます。よってこの建築面積なり建物内面積というふうになってございますが、解釈の仕方としましては、建物全体の面積が一番上の建築面積と、そして四方を壁で囲まれた部分、ここが473.93平方メートルというふうな内訳になってございます。

次、2点目でございますけれども、電気設備工事一式としてございます。こちら重立ったものをご説明申し上げますが、照明器具ですとかコンセント類の電灯に関する設備あるいは分電盤ですとか制御盤などの動力施設となっております。

3点目の機械設備工事一式、こちらにつきましては重立ったものと冷暖房器具で

すとかあるいは換気等々に用いる空調設備となつてございます。

4点目、外構工事一式でございますけれども、全面アスファルト舗装といたしております。5,752.00平方メートルと。ただし、店舗ですね、直売所店舗の周囲にのみインターロッキング舗装を施すというふうにしておりますことから、この面積が755平方メートルと。最後になりますけれども、駐車場の区画線工事としまして延長で1,433メートルと。こちらについては車路の側線ですとか中央線、当然のことながら駐車場の区画線と。駐車場の台数につきましては、参考までに、普通車両として144台、大型車両としては3台というふうなことになってございます。

7の工期でございますけれども、契約の翌日から平成31年1月7日までとしてございます。

以上が議案第35号の概要となります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）なしですか、はい。質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第35号平成30年度 交流請1号 山元町交流拠点施設新築工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第35号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第17. 議案第36号を議題とします。

本案について説明を求めます。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。議案第36号平成29年度 復興1号 町道1号東街道線（その1）外5路線町道補修工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

議案の概要につきましては、第2回議会定例会配布資料No.16で説明しますので、ご準備のほうをお願いします。

提案理由としまして、町道1号東街道線（その1）外5路線町道補修工事の請負契約の一部に変更が生じたことから、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものです。

主な項目と内容を説明させていただきます。

1の契約の目的、2の契約の相手方につきましては記載のとおりとなっております。

3. 契約金額、原契約が1億108万8,000円、消費税を含みます。変更が1億

2, 813万3, 360円、2, 704万5, 360円の増額となります。比率的には26.8パーセントの増となります。

4. 工事の場所は記載のとおりとなっております。

5. 工事の概要、裏面をお開き願います、変更分についてご説明申し上げます。施工延長が3, 055メートルに対し3, 855メートル、800メートルの増となっております。舗装工の表層工が1万8, 950平米に対しまして2, 267平米、3, 720平米の増となっております。路面切削工、ゼロ平米に対しまして1万3, 710平米の増となっております。

1ページ目にお戻り願います。

6の工期は記載のとおりとなっております。

7. 変更理由、(1)当初発注は平成28年2月に実施した路面性状調査の結果により復興交付金にて道路補修が承認された範囲で発注しましたが、東街道線においては路面調査後も特に大型車両の通行が多いため路面損傷がひどく、道路補修の基準を満たす破損が多く確認されたことから、主路線の延長を追加するため変更するものです。

(2)施工前に既設舗装厚を調査したところ、東街道線及び大平明通線の既設舗装厚が当初計画の5センチではなく10センチあったことから、その路線については先に舗装を5センチ切削してから路上路盤再生を行う工法に変更するものです。

3ページ目の図面のほうをお開き願います。

青が当初の施工区間で、赤くなっているところが今回800メートルの増工となったところです。あと黄色いところにつきましては、舗装厚が10センチ確認されたことから、右側の設計変更断面図に示すとおり、5センチ、黄色い部分を切削しまして、基層の路盤に路上再生路盤を行いまして舗装をかけるといった内容となっております。

1ページ前にお戻り願います。

8の議決経緯につきましては記載のとおりとなっております。

以上で議案第36号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第36号平成29年度 復興1号 町道1号東街道線（その1）外5路線町道補修工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第36号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第18. 議案第37号を議題とします。

本案について説明を求めます。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。議案第37号平成29年度 復興7号 町道12号中山線外3路線町道補修工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

議案の概要につきましては、第2回議会定例会配布資料No.17でご説明申し上げますので、ご準備をお願いします。

提案理由、町道12号中山線外3路線町道補修工事の請負契約の一部に変更が生じたことから、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものです。

主な項目と内容を説明させていただきます。

1. 契約の目的、2. 契約の相手方につきましては記載のとおりとなっております。
3. 契約金額、原契約が9,558万円、消費税を含みます。変更契約額が1億87万2,000円、529万2,000円の増額となり、5.54パーセントの増となります。
4. 工事の場所は記載のとおりとなっております。
5. 工事の概要、変更分になりますが、舗装工の路面切削工がゼロ平米に対しまして4,730平米がふえております。
6. 工期のほうは記載のとおりとなっております。
7. 変更理由、施工前に既設舗装厚を調査したところ、中山線及び町中浜線の既設舗装厚が当初計画の5センチではなく10センチあったことから、その路線については先に舗装を5センチ切削してから路上路盤再生を行う工法に変更するものです。

添付の図面のほうをお開き願います。

こちら青の区間が施工区間でありまして、黄色く着色しているところがさっきの町道1号、復興1号と同じく舗装厚が10センチありまして、5センチ切削してからの施工となる箇所となっております。

1ページ目にお戻り願います。

8の議決経緯は記載のとおりとなっております。

以上で議案第37号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第37号平成29年度 復興7号 町道12号中山線外3路線町道補修工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第37号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第19. 委発第1号を議題とします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長菊地康彦君、登壇願います。

議会運営委員会委員長（菊地康彦君）はい、議長。それでは、委発第1号山元町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を説明いたします。

提案理由につきましては、山元町課等設置条例の改正に伴い震災復興整備課が削除されたことにより、所要の改正が必要になりましたので提案するものです。

改正内容につきましては、次ページをお開きください。

改正の内容につきましては、山元町議会委員会条例第2条第2号中「震災復興整備課」を削るということであります。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行するという内容でございます。

以上、山元町議会委員会条例の一部を改正する条例につきましての説明といたします。

議長（阿部 均君）これから提出者に対する質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから委発第1号山元町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

委発第1号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は6月11日午前10時開議であります。

大変ご苦勞さまでありました。

午後 1時40分 散 会
